

自転車指導啓発重点地区【草津警察署】

令和5年4月



■■■ 自転車を安全に利用するために ■■■

- ① 歩道は歩行者が優先
 自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをスピードを落として走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなくてはいけない場合は、一時停止しましょう。
- ② ながら運転は厳禁
 携帯電話などの「ながら運転」は、片手運転になったり、周囲の危険に気付かなくなるので、絶対にやめましょう。
- ③ 「止まれ」の標識は、必ず一時停止して確認を
 自転車も車の仲間。「止まれ」の標識がある交差点や見通しの悪い場所では、必ず、一時停止して、確実に安全確認を行いましょう。



